

○香芝市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領

平成30年8月1日

要綱・通知

管財課

改正 令和2年10月30日要綱・通知

令和3年2月1日要綱・通知

令和4年8月1日要綱・通知

令和5年8月1日要綱・通知

(趣旨)

第1条 この要領は、香芝市(上下水道事業を含む。以下同じ。)が発注する建設工事等の適正な施工を確保するため、入札参加資格者に対する入札参加停止について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務その他建設工事に関連する業務をいう。
- (2) 入札参加資格者 香芝市が発注する建設工事等に係る競争入札に参加する者として、競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。
- (3) 市発注工事 香芝市が発注する建設工事等(香芝市が直接経費を負担する建設工事等を含む。)をいう。
- (4) 一般建設工事 市発注工事以外の建設工事等(民間の建設工事等を含む。)をいう。
- (5) 公共建設工事 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体が発注する建設工事等をいう。
- (6) 契約担当者 市長及び市長の委任を受け契約を締結する権限を有する者をいう。
- (7) 役員等 法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者(別表第1から別表第3までに規定する措置要件(以下「措置要件」という。)に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった

者を含む。)をいう。

(8) 使用人 入札参加資格者と雇用関係にある者で、前号に掲げる者以外のもの(措置要件に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。)をいう。

(9) 入札参加資格者等 入札参加資格者、その役員等又はその使用人をいう。

(10) 入札参加停止 入札参加資格者が、措置要件のいずれかに該当する場合に、別表第1から別表第3までに規定する期間、市発注工事の入札に参加させない措置をいう。

(11) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(12) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(令和4年8月1日・一部改正)

(入札参加停止)

第3条 市長は、入札参加資格者等が措置要件のいずれかに該当するときは、当該措置要件について別表第1から別表第3までに規定する期間の入札参加停止を入札参加資格者について行うものとする。

2 契約担当者は、市発注工事の契約のため入札を行うに際し、前項の規定により入札参加停止を受けている入札参加資格者をこれに参加させてはならない。前項の規定により入札参加停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

3 入札参加停止の期間(連続する入札参加停止の期間がある場合にあっては、それらを合算した期間)は、36月を超えることができない。ただし、別表第2第8項及び第11項並びに別表第3の規定による入札参加停止については、この限りでない。

(令和4年8月1日・一部改正)

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により元請負人に対して入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人と同じ期間の入札参加停止を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止を受ける者の元請負人が当該入札参加停止について責めを負うべきことが明らかになったときは、当該元請負人について、当該入札参加停止を受ける下請負人と同じ期間の入札参加停止を行うものとする。

3 市長は、共同企業体(共同企業体の在り方について(昭和62年8月17日建設省中建審発第

12号)に示された共同企業体をいう。)が措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成員(明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められるものを除く。)について入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例等)

第5条 入札参加資格者が1の事案により措置要件の2以上に該当したときは、これらの措置要件に係る入札参加停止の期間のうち最も長いものを適用する。

2 入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件に係る入札参加停止の期間に2を乗じた期間とすることができる。

(1) 談合情報を得た場合等で、当該入札参加資格者等から談合を行っていない旨の誓約書が提出された(事情聴取で談合を否定したが誓約書の提出を拒否した場合を含む。)にもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項、第3項又は第4項の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第2第2項、第3項又は第4項の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者等について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反に係る確定判決、排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)

(3) 別表第2第2項又は第3項の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、入札参加資格者が措置要件のいずれかに該当することが判明した場合において、入札参加停止を決定する前に、さらに措置要件のいずれかに該当することが判明したときは、併せて入札参加停止を行うものとする。この場合における入札参加停止の期間は、該当する各入札参加停止の期間を合算したものとする。

4 市長は、次の各号に掲げる場合においては、入札参加停止の期間を当該各号に定める期間とすることができる。

(1) 入札参加資格者等が別表第2第2項又は第3項の措置要件のいずれかに該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、かつ、当該事実が公表されたとき それぞれ同表第2項又は第3項に規定する入札参加停止の期間に8分の1を乗じた期間

(2) 入札参加資格者等が別表第2第2項から第4項までの措置要件のいずれかに該当した場合において、事情聴取前に、市に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をしたとき

それぞれ同表第2項から第4項までに規定する入札参加停止の期間に8分の1を乗じた期間

- (3) 入札参加資格者等が別表第2第2項から第4項までの措置要件のいずれかに該当した場合において、事情聴取後に、市に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をしたときそれぞれ同表第2項から第4項までに規定する入札参加停止の期間に4分の1を乗じた期間

- 5 市長は、前項に規定する場合を除くほか、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由が明らかであるときは、別表第1から別表第3までの規定及び第1項から第3項までに規定する入札参加停止の期間に2分の1を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。入札参加停止の期間中の入札参加資格者についても、同様とする。
- 6 市長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があると認めるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表第1から別表第3までに規定する入札参加停止の期間に2を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。入札参加停止の期間中の入札参加資格者についても、同様とする。
- 7 市長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表第1から別表第3までの規定及び前各項に定めるところにより入札参加停止の期間を変更することができる。
- 8 第4項、第5項及び第7項の規定による期間の計算については、1月に満たない期間は1月を30日として計算し、1日に満たない端数を生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
- 9 市長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が当該入札参加停止の原因となった事案について無罪、不起訴その他責めを負わないことが明らかになったと市長が認めるとき(当該入札参加停止の措置要件に該当することとなった事由が入札参加資格者以外の者に係るものである場合にあつては、当該入札参加資格者以外の者が無罪、不起訴その他責めを負わないことが明らかになったと市長が認めるとき)は、当該入札参加停止を解除するものとする。

(令和3年2月1日・令和4年8月1日・一部改正)

(入札参加停止等の決定等)

第6条 市長は、香芝市建設工事等請負業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の議を経て、第3条第1項若しくは第4条の規定による入札参加停止、前条第1項から第8項までの規定による入札参加停止の期間の特例措置の適用又は同条第9項の規定による入札参

加停止の解除(以下「入札参加停止等」という。)を行うものとする。

(令和4年8月1日・一部改正)

(入札参加停止の承継)

第7条 入札参加停止の期間中に入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、入札参加停止措置を引き継ぐものとする。

2 市長は、入札参加資格者から入札参加資格を承継する者がいる場合において、承継前1年以内に被承継人に生じた事実が措置要件に該当するときは、当該承継人に対して入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の始期)

第8条 入札参加停止の期間の始期は、入札参加停止の決定があった日とする。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加停止の期間中に再度措置要件に該当した場合における再度の入札参加停止の始期は、当初の入札参加停止の期間満了の日の翌日とする。

(入札参加停止等の通知)

第9条 市長は、第3条第1項又は第4条各項の規定により入札参加停止を行ったときは、入札参加資格者に対し入札参加停止通知書(第1号様式)により通知するものとする。

2 市長は、第5条第2項又は第4項から第7項までの規定により入札参加停止の期間の変更を行ったときは、入札参加資格者に対し入札参加停止期間変更通知書(第2号様式)により通知するものとする。

3 市長は、第5条第9項の規定により入札参加停止の解除を行ったときは、入札参加資格者に対し入札参加停止解除通知書(第3号様式)により通知するものとする。

4 入札参加資格審査に関する事務を所掌する課の長は、第1項から第3項までの規定による通知があったときは、関係各課に対してその旨を通知するものとする。

(令和4年8月1日・一部改正)

(随意契約の相手方の制限)

第10条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等真にやむを得ないときで、市長が認めるときは、この限りでない。

(下請の制限)

第11条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が市発注工事を下請することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に対する措置)

第12条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 市長は、選定委員会の議を経て、前項の警告又は注意の喚起を行うものとする。

(入札参加停止情報の公表)

第13条 市長は、入札参加停止(別表第2第11項に係るものを除く。次項において同じ。)に関する情報を公表するものとする。

2 前項の規定による公表の時期、期間及び方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 時期 入札参加停止の決定後速やかに行う。

(2) 期間 入札参加停止の決定を行った日の属する年度及びその翌年度(当該翌年度の末日においてなお入札参加停止の期間中であるものについては、当該入札参加停止の期間の末日まで)

(3) 方法 入札参加資格審査に関する事務を所掌する課において、香芝市建設工事等入札参加停止措置一覧(第4号様式)により閲覧に供する。

(その他)

第14条 この要領の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年8月1日から施行する。

(香芝市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領の廃止)

2 香芝市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領(平成7年4月1日施行。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際、現に旧要領の規定により指名停止を受け、当該指名停止の期間を満了していない者(次項の規定により読み替えて適用する第7条第1項又は第8条第2項の規定の適用を受けるものを除く。)については、なお従前の例による。

4 旧要領の規定により指名停止を受けている場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	入札参加停止の	香芝市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領(平成7年4月1日施行)の規定
--------	---------	---

		による指名停止の
	入札参加停止措置	指名停止措置
第8条第2項	入札参加停止の期間中	香芝市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領(平成7年4月1日施行)の規定による指名停止の期間中
	再度措置要件	措置要件
	再度の入札参加停止	入札参加停止
	当初の入札参加停止	当該指名停止

附 則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1第3項第6号の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した違反行為から適用し、施行日前に発生した違反行為については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1第4項及び第5項(重傷者の定義に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に発生した事故について適用し、施行日前に発生した事故については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1第5項(重傷者の定義に係る部分を除く。)及び第7項並びに別表第2第1項から第5項まで、第7項第1号から第4号まで及び第10項の規定は、施行日以後に措置要件に該当する事由が生じた事案について適用し、施行日前に措置要件に該当する事由が生じた事案については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

別表第1(第3条、第5条関係)

(令和2年10月30日・令和4年8月1日・一部改正)

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>1 市発注工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき(契約の内容との不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>(1) 会計検査院又は監査委員からの指摘を受けたとき。</p> <p>2 市発注工事以外の県内の公共建設工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。</p> <p>(1) 会計検査院からの指摘を受けたとき。</p>	<p>6月</p> <p>3月</p>
<p>(契約違反行為等)</p> <p>3 市発注工事の施工に当たり、前項に掲げる場合のほか、入札参加資格者の責めにより次のいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 契約の解除があったとき。</p> <p>(2) 2月以上の履行遅滞があったとき。</p> <p>(3) 1月以上2月未満の履行遅滞があったとき。</p> <p>(4) 1月未満の履行遅滞があったとき。</p> <p>(5) 建設工事等の施工に当たり、次に掲げる場合において、正当な理由なく、監督員、検査員その他の市職員による改善の指示に従わないとき。</p> <p>イ 公害防止及び危機防止対策が不良である場合</p> <p>ロ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良である場合</p> <p>ハ イ及びロに掲げる場合のほか、建設工事等の施工について改善の必要があると認められる場合</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、又は不誠実な行為をしたとき。</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>3月</p> <p>1月</p> <p>1月</p> <p>1月</p>
<p>(市発注工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 市発注工事の施工(単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、又は土捨場、資材置場等における事故を含</p>	



<p>む。次項から第7項までにおいて同じ。)に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆(建設工事等の関係者以外の不特定の一般人をいう。次項において同じ。)に死亡者若しくは負傷者(医師により30日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この項において同じ。)を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(3) 火災、水害その他(停電、電話回線切断等)により多大な損害を生じさせたとき。</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>6月</p>
<p>(一般建設工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 一般建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは重傷者(医師により60日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この項、次項及び第7項において同じ。)を生じさせ、又は多大な損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>イ 市内における一般建設工事の場合</p> <p>ロ 市外における一般建設工事の場合</p> <p>(2) 重傷者を生じさせたとき。</p> <p>イ 市内における一般建設工事の場合</p> <p>ロ 市外における一般建設工事の場合</p> <p>(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。</p> <p>イ 市内における一般建設工事の場合</p> <p>ロ 市外における一般建設工事の場合</p>	<p>3月</p> <p>2月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>3月</p> <p>2月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>6 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p>	<p>2月</p>

(2) 重傷者を生じさせたとき。	1月
7 一般建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	1月

備考 この表において安全管理の措置が不適切であったとして措置要件に該当するものは、次のいずれかの場合(事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合及び事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合を除く。)をいう。

- (1) 市発注工事における事故 原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者等(警察、労働基準監督署等を含む。)の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
- (2) 一般建設工事における事故 原則として当該工事の入札参加資格者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起された場合

別表第2(第3条、第5条関係)

(令和4年8月1日・令和5年8月1日・一部改正)

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 入札参加資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄罪の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起され、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
(1) 市の職員	24月
(2) 県内の他の公共機関の職員(前号に規定する者を除く。)	
イ 市内に本店を置く入札参加資格者	24月
ロ 市外に本店を置く入札参加資格者	18月
(3) 県外の公共機関の職員	
イ 市内に本店を置く入札参加資格者	24月
ロ 市外に本店を置く入札参加資格者	12月
(独占禁止法違反行為)	

<p>2 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令がなされ、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市内の建設工事等</p> <p>(2) 県内の建設工事等(前号に規定するものを除く。)</p> <p>(3) 県外の建設工事等</p> <p>3 入札参加資格者等が、次に掲げる建設工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は公正取引委員会の告発を受け、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市内の建設工事等</p> <p>(2) 県内の建設工事等(前号に規定するものを除く。)</p> <p>(3) 県外の建設工事等</p>	<p>18月</p> <p>9月</p> <p>6月</p> <p>24月</p> <p>12月</p> <p>6月</p>
<p>(談合等)</p> <p>4 入札参加資格者等が、次に掲げる建設工事等に関して、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6(公契約関係競売等妨害)又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)違反の被疑事実により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は市が当該被疑事実を確認し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市内の建設工事等</p> <p>(2) 県内の建設工事等(前号に規定するものを除く。)</p> <p>(3) 県外の建設工事等</p>	<p>24月</p> <p>9月</p> <p>6月</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>5 入札参加資格者等が建設業法の規定に違反し、又は違反行為の幫助をしたとして、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。</p>	

イ 市内に本店を置く入札参加資格者	6月(幫助は3月)
ロ 市外に本店を置く入札参加資格者	4月(幫助は2月)
(2) 建設業法に違反し、同法による営業停止処分を受けたとき。	
イ 市内に本店を置く入札参加資格者	4月(幫助は2月)
ロ 市外に本店を置く入札参加資格者	3月(幫助は1月)
(3) 建設業法に違反し、同法による指示処分を受けたとき。	
イ 市内に本店を置く入札参加資格者	3月(幫助は1月)
ロ 市外に本店を置く入札参加資格者	2月(幫助は1月)
(虚偽記載)	
6 競争入札参加資格申請書又は市発注工事の入札等に係る次の書類に虚偽の記載をし、又はこれを幫助したとして、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	6月(幫助は3月)
(1) 競争入札参加資格登録審査申請書及びその添付資料	
(2) 随意契約等の入札を伴わない契約における一切の提出書類	
(3) その他入札及び契約に関する確認書類	
(不正又は不誠実な行為)	
7 別表第1、別表第3及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が、次のいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	
(1) 入札参加資格者又はその役員等が、次に掲げる建設工事等に関し、暴力行為等を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。	
イ 市内の建設工事等	12月
ロ 市外の建設工事等	9月
(2) 使用人が、次に掲げる建設工事等に関し、暴力行為等を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。	
イ 市内の建設工事等	9月
ロ 市外の建設工事等	6月
(3) 入札参加資格者等が脱税行為により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。	6月
(4) 入札参加資格者等が業務関連法令、労働者使用関連法令、環境	

<p>保全関連法令又は刑法その他の刑罰法令に重大な違反(当該法令違反により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。)をしたとき。</p>	
<p>イ 市内に本店を置く入札参加資格者</p>	3月
<p>ロ 市外に本店を置く入札参加資格者</p>	2月
<p>(5) 入札参加資格者等が、入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。</p>	2月
<p>(6) 入札参加資格者等が、入札に際し、入札心得に違反したとき。</p>	2月
<p>(7) 入札参加資格者等が契約締結前に行われる調査又は書類の提出を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき(提出書類に虚偽の記載をした場合を含む。)</p>	3月
<p>(8) 入札参加資格者等が、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしたとき(脅迫的言辞の有無を問わない。)</p>	6月
<p>(9) 入札参加資格者が正当な理由なく落札決定後契約を締結しなかったとき。随意契約(不落における随意契約及びプロポーザル方式を含む。)において、見積書を採用された場合その他契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否したときも同様とする。</p>	3月
<p>8 入札参加資格者が、違約金等の市に納付すべき債務を滞納しているとき。</p>	納付が確認されるまで
<p>9 入札参加資格者等が、入札参加資格の確認若しくは現場施工状況の確認の目的で実施する立入調査又は建設業法に基づく立入調査を、正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき。</p>	3月
<p>10 別表第1、別表第3及び前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	6月
<p>(経営不振)</p>	
<p>11 入札参加資格者が、金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、建設工事等の契約の相手方として不適当であると</p>	

認められるとき。	
(1) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。	取引再開が確認されるまで
(2) 入札参加資格者が破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の決定を受けたとき。	破産手続廃止、破産手続終結決定が確認されるまで
(3) 入札参加資格者が民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続を申し立てたとき。	再生計画の認可決定の確定が確認されるまで
(4) 入札参加資格者が会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続を申し立てたとき。	更生手続開始決定の確定が確認されるまで
(その他)	
12 その他選定委員会に諮り、市長が、入札参加停止を必要と認めるとき。	24月以内

#### 備考

この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 公共機関 贈賄罪が成立する全ての機関(国、地方公共団体、公社、公団等)をいう。
- (2) 業務関連法令 測量法(昭和24年法律第188号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等並びにこれらに関連する条例及び規則をいう。
- (3) 労働者使用関連法令 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等並びにこれらに関連する条例及び規則をいう。
- (4) 環境保全関連法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等並びにこれらに関連する条例及び規則をいう。

#### 別表第3(第3条、第5条関係)

##### 暴力団排除に関する措置基準

措置要件	期間
1 入札参加資格者又はその役員等が暴力団員であると認められると	12月(12月を経過して

<p>き。</p>	<p>も改善されない場合は、改善されたと認められる日(市長及び香芝警察署長が改善されたことを確認した日をいう。以下同じ。)まで)</p>
<p>2 暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>12月(12月を経過しても改善されない場合は、改善されたと認められる日まで)</p>
<p>3 入札参加資格者又はその役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。</p>	<p>12月(12月を経過しても改善されない場合は、改善されたと認められる日まで)</p>
<p>4 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>12月(12月を経過しても改善されない場合は、改善されたと認められる日まで)</p>
<p>5 前2項に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>12月(12月を経過しても改善されない場合は、改善されたと認められる日まで)</p>
<p>6 入札参加資格者が、市発注工事の契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に際し、その相手方が前各項のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>12月</p>
<p>7 入札参加資格者が、市発注工事の契約に係る下請契約等に際し、第1項から第5項までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(前項に該当する場合を除く。)において、契約担当者が当該入札参加資格者に対して当該下請契約等の解除を求め、当該入札</p>	<p>12月</p>

参加資格者がこれに従わなかったとき。

- |  |    |
|--|----|
| 8 入札参加資格者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。 | 6月 |
|--|----|

備考 この表において「不当介入」とは、契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為をいう。



第1号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



入札参加停止通知書

このたび、下記のとおり入札参加停止を行うこととしたので通知します。

記

1 入札参加停止期間

年 月 日から 年 月 日までの 月間

2 入札参加停止理由

3 入札参加停止の適用規定

第2号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



入札参加停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号をもって入札参加停止を行った旨  
通知しましたが、このたび、下記のとおり当該入札参加停止の期間を変更したの  
で通知します。

記

1 従前の入札参加停止期間

年 月 日から 年 月 日までの 月間

2 変更後の入札参加停止期間

年 月 日から 年 月 日までの 月間

3 変更（短縮）の理由

第3号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長

印

入札参加停止解除通知書

年 月 日付け、第 号をもって入札参加停止を行った旨通知しましたが、このたび、当該入札参加停止を解除したので通知します。

第4号様式（第13条関係）

香芝市建設工事等入札参加停止措置一覧

番号	商号又は名称	所在地	入札参加停止期間	入札参加停止措置理由	
				措置要件	措置番号

第1号様式(第9条関係)

第2号様式(第9条関係)

第3号様式(第9条関係)

第4号様式(第13条関係)